令和４(2022)年度
東京大学大学院医学系研究科博士後期課程学生募集要項
（健康科学・看護学専攻）
【令和３(2021)年11月24日付け改訂版】

教育研究上の目的

本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服及び健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

１．東京大学大学院医学系研究科博士後期課程は、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、各専門分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーとしてのポテンシャルをもつ学生を求める。

２．入学者選抜においては、以下の点が問われる。

○医学・看護学・保健学に関する基本的な知識を礎として、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に向けて保健学・看護学における課題解決に向けて独創的な研究に取り組む能力をもっていること。

○論理的で明晰な分析力と、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で、医学・看護学・保健学の未来を切り拓いていく能力をもっていること。

○大学院で獲得した高度な知識と研究能力を礎として、専門領域の各分野において国際的なリーダーとして活躍できる能力と意欲をもっていること。

○英語による講義、演習に必要な英語コミュニケーション能力と医学・保健学及び関連領域の基礎的知識を有すること。

なお、博士後期課程健康科学・看護学専攻では以下の教育研究上の目的を掲げており、入学者選抜においては当該目的達成に必要な基礎的素養を具えていることが求められる。

東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻の博士後期課程は、出生前から人生の最期に至るまで、ライフサイクルの各期に応じた発達支援・健康増進、疾病の予防と回復、支援環境整備に寄与する最先端研究を推進するとともに、健康科学・看護学領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

１．出願資格

(1)　日本の大学において修士の学位又は専門職学位を得た者及び令和４(2022)年3月31日(注5)までに得る見込みの者（注1）

(2)　大学改革支援・学位授与機構により修士の学位を授与された者及び令和４(2022)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者

(3)　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和４(2022)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者（注2）

(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和４(2022)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者

(5)　国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和４(2022)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者

(6)　外国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学において、大学院設置基準第16条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者及び令和４(2022)年3月31日(注5)までに合格する見込みの者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者（注3）

(7)　日本の大学を卒業又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、日本又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者及び令和４(2022)年3月31日(注5)までに2年以上

研究に従事する見込みの者で当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(注1)(注2)(注3)

(8) 個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、令和４(2022)年3月31日(注5)において24歳に達しているもの(注4)

(注1) 上記(1)、(7)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注2) 上記(3)、(7)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注3) 上記(6)又は(7)で出願しようとする者については、出願前に入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(3)あて先)に申し出たうえで、令和３(2021)年11月8日(月)までに審査に必要な書類を提出すること。なお、資格審査の結果は、令和３(2021)年11月18日（木）頃に郵送にて通知する。

(注4) ① 上記(8) に該当する者とは、上記(1)から(7)に該当しない者のうち、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者とする。

② 上記(8)で出願しようとする者については、出願前に個別の入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(3)あて先)に申し出たうえで、令和３(2021)年11月8日(月)までに審査に必要な書類を提出すること。なお、資格審査の結果は、令和３(2021)年11月18日（木）頃に郵送にて通知する。

③ 個別の入学資格審査で修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について出願を受け付け、受験を許可する。

(注5) 令和４(2022)年10月入学希望者の場合は、上記(1)から(8)における「令和４(2022)年3月31日」については、「令和４(2022)年9月30日」に読み替えるものとする。

２．選抜方法（11月24日付け改訂）

(1) 入学者の選抜は、第１次試験及び第２次試験による。

(2) 第１次試験における選抜は、外国語審査（TOEFL 成績証明書の提出による）及び書類選考による。（11月 24 日付け改訂）

(3) 第２次試験における選抜は、第１次試験の合格者のみについて行い、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績、書類選考の結果及び口述試験等を総合的に判断し、入学者を選抜する。（11 月 24 日付け改訂）

(4) 本研究科において令和３(2021)年４月１日から令和４(2022)年３月 31 日の期間に修士又は専門職学位の学位を得た者もしくは得る見込みの者については、第１次試験を免除する（注 1)。

また、本研究科において平成31(2019)年4月1日から令和３(2021)年3月31日の期間に修士又は専門職学位の学位を得た者については、第１次試験の外国語審査を免除する（注2)。

(注1) 令和４(2022)年10月入学希望者の場合は、「令和３(2021)年9月1日から令和４(2022)年9月30日の期間」に読み替えるものとする。

(注2) 令和４(2022)年10月入学希望者の場合は、「平成31(2019)年9月1日から令和３(2021)年9月30日の期間」に読み替えるものとする。

３．試験科目及び募集人員（11月24日付け改訂）

<table>
<tr><th rowspan="2">専攻名</th><th colspan="2" rowspan="2">専攻分野</th><th colspan="2">第１次試験科目</th><th rowspan="2">第２次試験</th><th rowspan="2">募集人員</th></tr>
<tr><th>外国語</th><th>書類選考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">健康科学・看護学</td><td>健康科学講座（パブリックヘルスプログラム）</td><td>疫学・予防保健学
健康学習・教育学
生物統計学
医療倫理学
社会予防疫学
保健医療情報学
医療コミュニケーション学
精神保健政策学</td><td rowspan="2">外国語審査
英語
（TOEFL成績証明書による審査）</td><td rowspan="2">筆記試験（専門科目）は実施せず、書類選考に変更する。

詳細は別添E参照</td><td rowspan="2">第1次試験合格者のみについて行う。

詳細は別添E参照。</td><td>10名</td></tr>
<tr><td>看護学講座</td><td>看護体系・機能学
看護管理学
高齢者在宅長期ケア看護
緩和ケア看護学
家族看護学
地域看護学
精神看護学
老年看護学
母性看護学・助産学
行政看護学
創傷看護学
放射線健康科学
歯科保健学</td><td>15名</td></tr>
</table>

備　考

(1) 試験の成績によっては、入学許可者数が募集人員に達しない場合がある。

(2) TOEFL 成績証明書の提出方法等の詳細は、添付書類に掲載されている「健康科学・看護学専攻博士後期課程入試の外国語（英語）について」を参照すること。

(3) 募集人員は、令和４(2022)年４月及び令和４(2022)年10月入学者を合わせた定員とする。なお、10 月入学は若干名のみ募集し、査証の手配が４月入学に間に合わない等の特別な事情を持つ場合のみ認められる。10 月入学を希望する者は、令和３(2021)年 11 月 12 日（金）までに本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に申し出て指示に従うこと。

４．試験期日等（11月24日付け改訂）

専攻	第１次試験	第１次試験合格者の発表	第２次試験
健康科学・看護学		令和４(2022)年1月27日(木)正午	令和４(2022)年1月31日(月) ・オンラインで実施する。

備　考

(1) 試験の時間割及び試験場は、令和４(2022)年１月中旬に郵送する「受験者心得」による。

(2) 第１次試験合格者の発表は、東京大学医学部ウェブサイト（http://www.m.u-tokyo.ac.jp/）に掲示する。

５．合格者の発表及び入学手続（11月24日付け改訂）

(1) 合格者は、令和４(2022)年２月４日（金）正午に、ウェブサイト(http://www.m.u-tokyo.ac.jp/)に掲示する。(11 月 24 日付け改訂)
(2) 入学許可書は、令和４(2022)年２月末頃、本人あてに郵送する。
(3) 入学許可書を受けた者は、その際送付される入学手続要領に従い、令和４(2022)年４月入学予定者は令和４(2022)３月中旬の所定期間内に、令和４(2022)年 10 月入学予定者は令和４(2022)年９月下旬の所定期間内に必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。
所定の入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。
(4) 入学時に必要な経費(令和４(2022)年度予定額)
（日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。）
① 入学料　282,000円(予定額)
② 授業料前期分　260,400円(年額　520,800円)(予定額)
（注）上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

６．出願手続

(1) 出願者は、出願前に必ず指導教員に連絡を取ること。
出願は郵送に限る。郵送にあたっては、「提出書類等」を一括して本研究科所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。なお、所定の封筒に全部入らない場合は、所定の封筒を同封し、適当な梱包をして書留郵便とすること。
出願書類の到達状況については一切回答しない。各自で追跡番号等により確認すること。
(2) 受付期間
令和４(2022)年1月4日（火）から1月6日（木）まで。ただし、令和４(2022)年1月6日(木)までの消印があり、かつ1月11日(火)までに到着したものは受け付ける。
(3) あて先
東京大学大学院医学系研究科学務チーム大学院担当
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
℡ 03-5841-3309

(4) 提出書類等（※は本研究科指定の書式）(11月24日付け改訂)

書　類　等	提　出　者	摘　　要
ア　入学願書 ※	全員	３か月以内撮影の正面上半身脱帽・無背景の同一写真を、入学願書、写真票及び受験票の所定欄に貼ること。
イ　返信用封筒 ※	全員	３通、出願者本人のあて名を記入し、「受験票在中」の封筒のみ、374円分の切手を貼ること。 宛先が日本国外である場合は、送付に必要な国際返信用切手券（IRC: International Reply Coupon）を同封すること。
ウ　検定料 ※　（30,000円）	下記を除く全員 ① 本学修士課程・専門職学位課程を令和４(2022)年3月に修了する見込の者 ② 日本政府（文部科学省）奨学金留学生 ※他大学に在学中の者は、奨学金留学生であることの証明書を提出すること。	【銀行振込】又は【コンビニエンスストアでの払込】、【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専業銀行での払込】若しくは【クレジットカード での払込】のいずれかに限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。 **【銀行振込の場合】** 所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局不可）から振り込むこと（ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専業銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、インターネットは利用しないこと）。 振り込みの際、振込金受取書（Ｂ票）及び振込金受付証明書（Ｃ票）を受け取り、振込金受付証明書（Ｃ票）を入学願書の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書（Ｂ票）は領収書なので、大切に保管すること。郵便局・ゆうちょ銀行、ATM、インターネットでの振込では、「検定料振込金受付証明書（Ｃ票）」が発行されないので利用しないこと。 **【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専業銀行での払込の場合】** 払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院医学系研究科　検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【お客様番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。 **【コンビニ又はクレジットカードでの払込の場合】** 別紙「東京大学大学院医学系研究科　検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。
エ　成績証明書	全員	修士課程及び学部(教養課程の成績を含む)の成績を証明するもの。コピー不可。 海外の大学／大学院の卒業／修了（見込）者は、英文証明書を提出すること。英文証明書を提出できない場合は、公証機関等が作成した英訳を添付すること。コピー不可。 複数の大学を卒業／修了した場合や、短期大学や他大学等から編入学した場合等は全ての教育機関での成績証明書を提出すること。

オ　修了（見込）証明書	全員 ［ただし、本研究科修士課程又は専門職学位課程修了（見込）者は不要］	海外の大学／大学院の卒業／修了（見込）者は、英文証明書を提出すること。英文証明書を提出できない場合は、公証機関等が作成した英訳を添付すること。また、証明書には取得（見込）学位名が記載されていること。コピー不可。 大学改革支援･学位授与機構により学位を得た者は当該機構が発行した学位授与証明書を提出すること。コピー不可。
カ　研究計画書 （11月24日付け改訂）	全員	入学後の研究計画について、Ａ４判片面２枚にまとめ、２枚とも左上に「研究計画書、氏名、ページ番号」を記載すること。 電子データを併せて送信すること。詳細は別添E参照。
キ　修士論文 （11月24日付け改訂）	全員 ［令和４(2022)年3月に本研究科健康科学・看護学専攻修了見込の者は不要］	修士の学位論文としてまとめた研究内容又はこれに代わる研究内容を、別添「博士後期課程受験者用修士論文ガイドライン及び口述試験について」によりＡ４判片面８枚以内にまとめたものを３部提出すること。 調査等の附録を付けることができる（３部提出)。研究論文があれば併せて提出してもよい（３部提出)。 英語以外の外国語のものについては、日本語又は英語の訳文を添えること。 電子データを併せて送信すること。詳細は別添E参照。
ク　TOEFL成績証明書	全員 ［第１次試験の外国語審査(英語)を免除される者は不要(2. 選抜方法(4)参照)］	提出方法等の詳細は、別紙「健康科学・看護学専攻博士後期課程入試の外国語（英語）について」を参照すること。
ケ　日本語能力証明書 ※	外国人のみ ［ただし、日本の大学を卒業した者及び卒業見込み者は不要］	日本語の学力について、指導教員又はこれに準ずる者の証明書。 日本語学校等の証明書でもよい。
コ　改姓・改名の証明書	該当者のみ	提出する証明書が旧姓・旧名により発行されている者は、改姓・改名の事実を証明する書類を提出すること（戸籍抄本、婚姻届受理証明書等)。コピー不可。
サ　追加提出書類 （11月24日付け改訂）	全員 ［令和４(2022)年3月に本研究科修了見込の者は不要］	専攻指定の追加書類がある。詳細は別添Eを参照のこと。

７．注意事項（11月24日付け改訂）

(1)　受験票及び「受験者心得」は、令和４(2022)年1月中旬に、6. 出願手続(4)イの返信用封筒で郵送する。試験の４日前までに到着しない場合は、本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に連絡すること。

(2)　出願手続後は、どのような事情があっても書類の変更は認めず、また、検定料の払いもどしはしない。提出された書類等は一切返却しない。

(3)　官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者は、学業に専念させる旨の職務先の長の承諾書(様式随意)を入学手続時(5. 合格者の発表及び入学手続(3))に提出すること。

(4) 外国人は、入学手続時までに「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において、大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
(5) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
(6) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は、出願時に本研究科事務部(6.出願手続(3)あて先)に申し出ること。
(7) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学等)、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
(8) 出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。
(9) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
(10) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入れに際し、厳格な審査を行っている。規制されている事項に該当する場合は、入学が許可できない場合や希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。なお、詳細については、以下の本学安全保障輸出管理支援室ウェブサイトを参照すること。
https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/export-control/ja/rule.html

令和３(2021)年11月